令和８年度

東京都の 中小企業向け融資制度（東京都中小企業制度融資）のご案内

「東京都中小企業制度融資」とは…

中小企業のみなさまに、事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、東京都、東京信用保証協会、金融機関の三者が協調して資金を供給するものです。

- **ＨＴＴ・女性活躍・DX の推進や、育業・賃上げ等への取組のほか、創業・スタートアップ、構造改革、経営の安定化等のニーズに応じた多様な融資メニューをご利用いただけます。**
- **融資と併せて、信用保証料の補助や経営支援などを受けられる融資メニューがあります。**

主な新規・拡充内容

中小企業の様々な取組を資金面から支援します！

○「政策課題対応資金（HTT・女性活躍・DX・育業等）」【拡充】

○**「女性活躍推進融資」**：①「女性活躍推進度診断ツール」を活用し具体的な取組を計画する中小企業者等を対象に追加（信用保証料：全事業者 1/2 補助）②国の「くるみん認定」を取得した中小企業者等を対象に追加（信用保証料：全事業者 2/3 補助）
○**「働き方改革支援」**：人材確保・定着に取組む中小企業者等を対象に追加（信用保証料：全事業者 2/3 補助）
○**「金融機関提案」**：事業者の負担軽減を図るとともに、金融機関の多様な提案を募るため信用保証料補助率の見直し（信用保証料：令和８年度に新たに採択されたメニューは全事業者 1/2 補助）※令和７年度以前に採択されたメニューは 0.2%相当分補助

○「プロパー融資促進型」＜全国統一保証制度＞【リニューアル】

○プロパー融資の促進のため、都制度による保証付き融資の実行と同時に新たにプロパー融資を受ける中小企業者等へ対象を変更（信用保証料：全事業者 2/3 相当分補助 ＜国と都がそれぞれ 1/3 相当分を補助＞）

○「モニタリング強化型特別保証対応型」＜全国統一保証制度＞【新設】

○認定経営革新等支援機関と連携し、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握している中小企業者等を支援（信用保証料：国が 1/2 相当分を補助）

○「海外展開支援」【拡充】

○海外展開による中小企業者の成長をサポートするため、信用保証料補助対象を拡大（小規模企業者 1/2 補助→全事業者 1/2 補助）

○「設備投資・企業立地促進」【拡充】

○設備投資や工場移転に伴う資金調達負担軽減のため、「地域経済牽引事業計画」や「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者等を対象とし、融資限度額が本則とは別に 2 億 8,000 万円となる特例を創設。また、融資期間を拡充（15 年→ 20 年）

○「経営力強化保証対応型」＜全国統一保証制度＞【拡充】

○コロナ関連融資の残高がある中小企業者等を対象とした特例を創設（信用保証料：全事業者 2/3 補助）

○「構造改革支援」【リニューアル】

○「事業再構築・業態転換」をリニューアルし、「新事業進出促進補助金」の交付決定を受けた中小企業者等を対象に追加
○金融・経営一体型支援事業（しんサポ）の支援を受けた中小企業者等、「事業再構築・業態転換」の対象は引き続き利用可能（信用保証料：全事業者 2/3 補助）

○「フェニックス金融支援パッケージ」＜全国統一保証制度＞【拡充】

○コロナ関連融資の残高がある中小企業者等を対象とした特例を創設（信用保証料：全事業者 3/4 相当分補助 ＜国補助後＞）

○「エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資」の継続

○エネルギー危機、円安等の要因、売上や利益率減少などの様々な要因により事業活動に影響が生じる中小企業者等を支援（信用保証料：8 千万円まで全事業者 4/5 補助、8 千万円超は 2/3 補助（小規模企業者 3/4 補助））

東京都

ご利用いただける方

・東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）があり、信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者又は組合
（ 保証対象とならない業種　：　農林・漁業、宗教法人等 ）

▶ **中小企業者**とは、以下のいずれかを満たす法人又は個人事業者です。※ 中小企業信用保険法第２条第１項による。

	製造業等	卸　売　業	小　売　業	サービス業
① 資　本　金	3 億円以下	1 億円以下	5,000 万円以下	5,000 万円以下
② 従 業 員 数	300 人以下	100 人以下	50 人以下	100 人以下

このうち、従業員数が製造業等 20 人以下（卸・小売・サービス業は 5 人以下）の事業者等は**小規模企業者**となります。

- 許認可等が必要な業種にあっては、当該許認可等を受けている（又は、受ける）こと。
- 事業税等の未申告、滞納や、社会保険料の滞納がないこと（完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。）。
- 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

融資利率

- 融資利率は、融資メニュー、融資期間、責任共有制度の対象・対象外等によって異なります。
（各利率は「令和８年度　東京都中小企業制度融資　メニュー一覧」をご覧ください）
（1）責任共有制度対象　：信用リスクの 80%を東京信用保証協会が、20%を金融機関が負担
（2）責任共有制度対象外：信用リスクの全てを東京信用保証協会が負担
- 融資メニューには、固定金利・変動金利を選択できるものがあります。詳細については、ご利用になる取扱指定金融機関にご相談ください。

信用保証料

- 信用保証料とは、東京信用保証協会が債務の保証を行うために、利用者に負担していただく費用です。
- 信用保証料率は、責任共有制度の対象・対象外や経営状況等によって異なります。東京都中小企業制度融資の信用保証料率は、一般的な信用保証料率よりも低く設定されており、さらに、東京都が、信用保証料の一部を東京信用保証協会を通じて補助することで、利用者の負担軽減を図っています。

責任共有制度の対象となる場合

区分（残高を含む合計額）		信用保証料率（年率）
500 万円以下		0.27% ～ 1.19%
1,000 万円以下		0.33% ～ 1.33%
1,000 万円超	有担保	0.35% ～ 1.39%
	無担保	0.45% ～ 1.49%

責任共有制度の対象外となる場合

区分（残高を含む合計額）		信用保証料率（年率）
500 万円以下		0.30% ～ 1.38%
1,000 万円以下		0.37% ～ 1.54%
1,000 万円超	有担保	0.40% ～ 1.62%
	無担保	0.50% ～ 1.72%

※ セーフティネット保証等の特例保証が適用される場合は0.34%～0.80%、「事業承継経営者保証不要型（専門家の確認を受けた場合）」を利用する場合は0.2%～1.15%、「創業経営者保証不要型」、「企業再生（再生法的整理）」、「協調支援型特別保証」を利用する場合は東京信用保証協会の定めるところによります。

※ なお、経営者保証を提供しないことを選択できる保証制度（令和６年３月15日開始）が適用される場合は、所定の信用保証料率に 0.25%又は 0.45%加えた料率になります。

※ 会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類、公認会計士又は監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書（写し）のいずれかを提出した場合、信用保証料率が0.1%優遇されます（ただし、個人事業者、組合、医療法人等は対象になりません。）。

保証人・物的担保

【保証人】
必要となる場合があります。ただし、法人代表者を除き連帯保証人は不要です※。
また、組合は、その実情に応じて、代表理事以外の理事を連帯保証人とする場合があります。

※　国の「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証を不要とすることができます（審査あり）。

※　国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、経営者保証を不要とすることができます。（資格要件あり）。

【物的担保】
既往の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が 8,000 万円以下の場合は、原則として無担保とします。合計が 8,000 万円を超える場合は、物的担保が必要となります。

詳細については、融資ごとに定めます。

制度融資のしくみ（お申込みの流れ）

- 東京信用保証協会は、利用者が金融機関から融資を受ける際にその債務を保証することで利用者の信用を補完し、金融機関は、東京都の定めた条件で運転資金や設備資金の融資を行います。
- 東京都は、利用者が東京信用保証協会に支払う信用保証料の補助や、金融機関に対する貸付原資の預託などにより、利用者の負担軽減や円滑な資金調達を図ります。

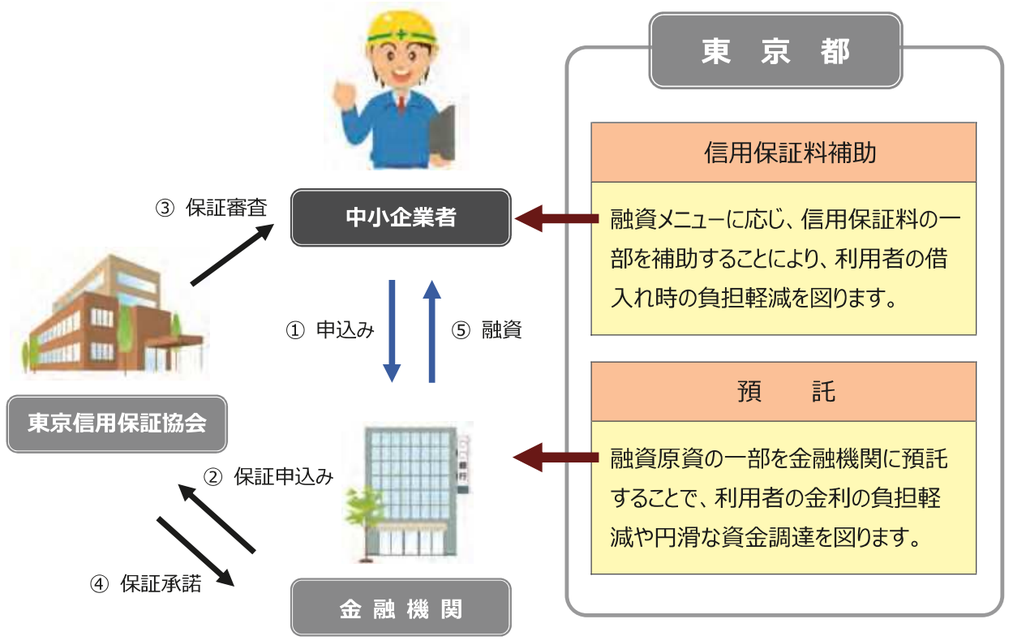

[お申込みの流れ]　※ 融資のお申込み・ご相談先については裏面をご覧ください。

①② 取扱指定金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）の窓口に融資をお申込みください。
東京信用保証協会への保証申込みについても、取扱指定金融機関を通じ、融資申込みと併せて行います。
なお、①融資申込みにおいて必要となる書類の一部は、スプレッドシートソフトウェアの Microsoft® Excel®及び Adobe Acrobat Reader を用いての編集が可能です。以下をご参照ください。
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/syorui/

③④ 東京信用保証協会は、保証審査を行い、保証の諾否を決定します。

⑤ 東京信用保証協会が保証を承諾した後、取扱指定金融機関が融資を実行します。

※このパンフレットは、東京都中小企業制度融資の内容をお知らせするものです。個別の融資については、審査の上で実行するため、ご希望に添えない場合があります。

融資のご相談窓口

融資のお申し込みは、各金融機関の融資窓口で直接行ってください。
（以下の窓口でもご相談を受け付けています。）

東京都	産業労働局金融部金融課　新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 19 階北側　03（5320）4877				
	島しょ	大島支庁　産業課	04992（2）4431	八丈支庁　産業課	04996（2）1113
		三宅支庁　産業課	04994（2）1312	小笠原支庁　産業課	04998（2）2122

東京信用保証協会（ https://www.cgc-tokyo.or.jp/ ）

八重洲支店（千代田・中央・港・島しょ）	03（6264）1830	上野支店（文京・台東・北）	03（3847）3171
池袋支店（豊島・板橋・練馬）	03（3987）5445	渋谷支店（世田谷・渋谷）	03（5468）0135
五反田支店（品川・目黒）	03（5447）8250	大田支店（大田）	03（5710）3610
錦糸町支店（墨田・江東・江戸川）	03（5608）2011	立川支店（八王子支店担当地域以外の多摩地区）	042（525）6621
新宿支店（新宿・中野・杉並）	03（3344）2251	八王子支店（八王子・町田・日野・多摩・稲城）	042（646）2511
千住支店（足立・荒川・葛飾）	03（3888）7231		

※上記の東京信用保証協会各支店において、創業に関する相談・申込を受け付けています。

その他の相談窓口	東京都中小企業団体中央会　03（3542）0386	東京都内の商工会議所・商工会
	（公財）東京都中小企業振興公社　03（3251）7881～2　（城東・城南・多摩各支社でも応じています）	

主な特例制度

特例メニュー	要　件	優遇内容
脱炭素化促進支援特例	「連携事業等一覧 ゼロエミ・促進」に記載されている事業 / 取組の実施事項のいずれかに該当するもの	融資利率を 0.6%優遇
地域金融機関による脱炭素化支援特例	東京都の「地域金融機関による脱炭素化支援事業」の支援を受けたもの	融資利率を 0.2%優遇
小口支援特例	次のいずれかに該当するもの ・商工会議所・商工会の経営指導を 1 年以内に 6 か月以上複数回受けたこと ・経営革新計画（中小企業等経営強化法）に係る東京都のフォローアップ支援（実施フォローアップ）を受けたこと	融資利率を 0.4%優遇
受注対応特例	確定した受注があり、その受注に対応するための資金を必要とするもの	対応する受注による売上金の入金に応じた一括返済等が可能
創業（経保）支援特例	区市町村の認定特定創業支援等事業による支援又は商工団体等による創業支援を受けたもの	融資利率を 0.4%優遇
設備立地認定特例	次のいずれかに該当するもの ・東京都から地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の認定及び確認を受けたこと ・都内区市町村から中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定を受けたこと	融資限度額を本則とは別に 2 億 8,000 万円
強化認定革新特例	・経営革新計画（中小企業等経営強化法）に係る東京都のフォローアップ支援（実施フォローアップ）を受けたこと	融資利率を 0.2%優遇
都経営力強化重点支援特例	コロナ関連融資の融資残高があること	保証料補助：全事業者 2/3
事業承継支援特例	東京都の「地域持続化支援事業」、「事業承継・再生支援事業」、「地域金融機関による事業承継ネットワーク構築支援事業」による支援を受けたもの	融資利率を 0.2%優遇
フェニックス重点支援特例	コロナ関連融資の融資残高があること	保証料補助：全事業者国補助後の事業者負担の 3/4 相当分

お問い合わせ先　東京都産業労働局金融部金融課
〒 163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎19 階北側
電話 03-5320-4877
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/

※ 融資のお申し込みは、各金融機関の融資窓口で直接行ってください。

東京都 制度融資　検索

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
印刷物規格表　第４類
印刷番号（７）７０

令和８年度　東京都中小企業制度融資　メニュー一覧

R8：令和８年度の主な新設・拡充

政策課題対応資金メニュー

○ 都が2050年に向けて取り組むべき政策課題に対応した融資メニュー

こんな方におススメ	融資メニュー		融資対象		融資限度額（ ）内は組合	融資期間※1（ ）内は据置期間 運転資金	融資期間※1 設備資金	融資利率 ※詳細は下段の一覧表を参照 責任共有対象	融資利率 責任共有対象外	信用保証料補助
革新的な製品・サービスの事業化等に取り組む方 →	R8 DX・イノベ・産業育成支援融資	DX・イノベ・産業育成支援	都が指定する DX 推進・イノベーション創出に関する事業等に取り組む都内の中小企業者又は組合 （例１）国の「DX 認定」を取得している （例２）「中小企業デジタル導入促進補助事業」を利用している （例３）「ＤＸ推進トータルサポート事業」の支援を受けている	左記の例示のほか、多様な事業が対象となっています 融資対象となる事業や取組の詳細はこちらをご覧下さい https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/youkou/ 令和８年度東京都制度融資連携事業等一覧	2億8,000万円（4億8,000万円）	15年以内（2年以内）		固定金利③	固定金利③	小規模企業者 1/2
女性活躍に向けた職場環境整備等に取り組む方 →	R8 女性活躍推進融資	女性活躍推進	都が指定する女性活躍に関する事業等に取り組む都内の中小企業者又は組合 （例１）国の「えるぼし認定」や「くるみん認定」を取得している （例２）「女性活躍推進度診断ツール（トライアル診断を除く。）」を活用し、具体的な取組を計画している （例３）常時雇用する労働者数が 100 人以下かつ国の「女性の活躍推進企業データベース」に登録し、一般事業主行動計画及びデータ（男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、１項目以上）を公表している		2億8,000万円（4億8,000万円）	15年以内（2年以内）		固定金利④	固定金利④	全事業者2/3 又は1/2
働き方改革や人材の確保・定着等に取り組む方 →	R8 社会課題解決融資	働き方改革支援	都が指定する働き方改革や人材の確保・定着に関する事業等に取り組む都内の中小企業者又は組合 （例１）全雇用者給与等支給額が前事業年度比 1.5%以上増加し、賃上げを通じた生産性向上や価格転嫁等に取り組んでいる （例２）「中小企業人材確保トータル支援事業」や「中小企業人財推進事業」の支援を受けている （例３）「育児・介護との両立のためのテレワーク活用促進事業」を利用し、テレワークに取り組んでいる		2億8,000万円（4億8,000万円）	15年以内（2年以内）		固定金利③	固定金利③	全事業者2/3 又は1/2
ソーシャルビジネスに取り組む方 →		ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援	都が指定するソーシャルビジネスに関する事業等に取り組む都内の中小企業者又は組合 （例）認定 NPO 法人、特例認定 NPO 法人の認定を取得している （例）都の条例に規定するソーシャルファームの認証又は予備認証を取得している		2億8,000万円（4億8,000万円）					全事業者1/2
省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用等に取り組む方 →		HTT・ゼロエミッション支援〔脱炭素化促進支援特例※2〕〔地域金融機関による脱炭素化支援特例※2〕	都が指定する HTT やゼロエミッション化に関する事業等に取り組む都内の中小企業者又は組合 （例１）「地域金融機関による脱炭素化支援事業」の支援を受けている （例２）「HTT 取組推進宣言企業」に登録している （例３）「東京都カーボンクレジットマーケット」に登録している		2億8,000万円（4億8,000万円）					全事業者2/3 又は1/2
金融機関による独自の支援を受けたい方 →	R8 金融機関提案融資	金融機関提案	金融機関が有する独自の工夫、ノウハウ及びネットワークを活用した支援を受け、経営課題や政策課題の解決に取り組む中小企業者又は組合	https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/list/seisaku	別途「金融機関提案要領」で定める（左のQRコード参照）					

社会経済情勢特別対応メニュー

こんな方におススメ	融資メニュー		融資対象	融資限度額（ ）内は組合	融資期間※1 運転資金	融資期間※1 設備資金	融資利率 責任共有対象	融資利率 責任共有対象外	信用保証料補助
様々な経営悪化要因により、事業活動に影響を受けている方 →	エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資	エネルギー・ウクライナ・円安等	ア及びイに該当する中小企業者又は組合 ア ウクライナ情勢、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として、事業活動に影響を受けていること。 イ ①～③のいずれかに該当すること ①「最近 3 か月間の売上実績」又は「今後 3 か月間の売上見込」が前年同期と比較して、10%以上減少していること。 ②「最近 1 か月間の売上高総利益率」が前年同月と比較して 10% 以上減少していること。 ③「最近 1 か月間の売上高営業利益率」が前年同月と比較して 10% 以上減少していること。	2億8,000万円（4億8,000万円）	15年以内（5年以内）		固定金利②	固定金利②	全事業者 5分の4又は3分の2（小規模企業者は5分の4又は4分の3）

※1 据置期間を含みます。　※2 特例制度の詳細は、裏面をご覧ください。

融資利率一覧表　（融資利率は令和8年10月1日のものです。）

【責任共有対象】

金利種別		固定金利					変動金利
融資期間		3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	共通
利率区分	①	3.00%以内	3.20%以内	3.40%以内	3.60%以内	3.80%以内	短プラ※ ＋0.9%以内
	②	2.60%以内	2.70%以内	2.90%以内	3.10%以内	3.30%以内	短プラ※ ＋0.4%以内
	③	2.60%以内			3.10%以内		–
	④	2.20%以内			2.70%以内		–

※　各指定金融機関が定める短期プライムレート（優良企業向けの短期貸出（1年未満の期間の貸出）に適用する最優遇金利）

【責任共有対象外】

金利種別		固定金利					変動金利
融資期間		3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	共通
利率区分	①	2.80%以内	3.00%以内	3.20%以内	3.40%以内	3.60%以内	短プラ※ ＋0.7%以内
	②	2.40%以内	2.50%以内	2.70%以内	2.90%以内	3.10%以内	短プラ※ ＋0.2%以内
	③	2.40%以内			2.90%以内		–
	④	2.00%以内			2.50%以内		–

令和８年度　東京都中小企業制度融資　メニュー一覧

R8：令和８年度の主な新設・拡充

こんな方におススメ	主な資金使途	融資メニュー		融資対象	融資限度額（　）内は組合	融資期間※１（　）内は据置期間 運転資金	融資期間※１（　）内は据置期間 設備資金	融資利率（年率）※詳細は前ページの一覧表を参照 責任共有対象	融資利率（年率）※詳細は前ページの一覧表を参照 責任共有対象外	信用保証料補助
事業運営全般の資金を調達したい 中小企業者・フリーランスの方（従業員数が製造業等 20 人以下 卸・小売・サービス業は 5 人以下）	事業運営に必要な運転資金・設備資金	小規模事業融資	小口フリーランス〔小口支援特例※2〕	全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が 2,000 万円以下の小規模企業者（【国の全国統一保証制度】に対応）	2,000万円（同）	7 年以内（1 年以内）	10 年以内（1 年以内）	－	固定金利①又は変動金利	全事業者 1/2
	代金回収までのつなぎの運転資金		クイックつなぎ（小口）	東京都中小企業制度融資等を利用していて、原則、1 年以上にわたり約定どおり返済している小規模企業者（【国の全国統一保証制度】に対応）	300万円（同）	2 年以内	－	－	固定金利①又は変動金利	
中小企業者全般	事業運営に必要な運転資金・設備資金	一般事業融資	事業一般・小規模特別〔受注対応特例※2〕	中小企業者又は組合	2億8,000万円（4億8,000万円）	7 年以内（6 か月以内）〔特例　2 年以内〕	10 年以内（6 か月以内）	金融機関所定	金融機関所定	－
			経営者保証非提供促進型	国の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱」の要件を満たすこと。（【国の全国統一保証制度】に対応）	8,000万円	10 年以内（1 年以内）				全事業者に対し、0.05%相当分国が補助（R8）
			プロパー借換（経営者保証非提供促進型）	国の「プロパー融資借換特別保証制度要綱」の要件を満たすこと。（【国の全国統一保証制度】に対応）	2億8,000万円（4億8,000万円）	10 年以内（1 年以内）	－		－	－
			R8 プロパー融資促進型	申込金融機関においてプロパー融資の融資残高がなく、信用保証付き融資の実行と同時に新規でプロパー融資を受けること。（【国の全国統一保証制度】に対応）	2億8,000万円（4億8,000万円）	10 年以内（1 年以内又は 3 年以内）			－	全事業者 1/3 相当分国と都がそれぞれ補助
			R8 モニタリング強化型特別保証対応型	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出していること。（【国の全国統一保証制度】に対応）	2億8,000万円（4億8,000万円）	10 年以内（1 年以内）	10 年以内（3 年以内）			全事業者 2 分の 1 相当分国が補助
	代金回収までのつなぎの運転資金		クイックつなぎ（事業一般）	東京都中小企業制度融資等を利用していて、原則、1 年以上にわたり約定どおり返済している中小企業者又は組合	500万円（同）	2 年以内	－		金融機関所定	－
	補助金等が交付されるまでのつなぎ資金		補助金・助成金つなぎ	東京都、都内の区市町村、国及び独立行政法人・国立研究開発法人、都の政策連携団体・事業協力団体・都が設立した地方独立行政法人が所管する補助金・助成金の交付決定を受けた事業を行う中小企業者又は組合	1億円（2億円）	10 年以内		固定金利②又は変動金利	固定金利②又は変動金利	
創業前後の方	創業前後に必要な運転資金・設備資金	創業融資	創業〔創業支援特例※2〕	次のいずれかにあてはまる中小企業者又は組合 （1）現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有するもの （2）創業した日から 5 年未満である中小企業者又は組合 （3）分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から 5 年未満の中小企業者	3,500万円（同）	7 年以内（1 年以内）	10 年以内（1 年以内）	固定金利②又は変動金利	固定金利②又は変動金利	全事業者 2/3
			創業経保〔創業経保支援特例※2〕	国の「スタートアップ創出促進保証制度」の要件を満たすもの（【国の全国統一保証制度】に対応）	3,500万円	10 年以内（1 年以内又は 3 年以内）		－	固定金利②又は変動金利	
			スタートアップ支援	次のいずれかにあてはまる中小企業者又は組合 (1) 都制度融資「創業」要件のうち (2) 又は (3) を満たし、かつ、「創業」又は「創業経保」の利用残高がある。 (2) 以下リンク・QR コード先のページ「スタートアップ」に記載のいずれかの事業を利用している。 https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/youkou/	2億8,000万円（4億8,000万円）	15 年以内（2 年以内）		固定金利②又は変動金利	固定金利②又は変動金利	
成長発展を目指すための資金を調達したい方 販路開拓を検討している方 海外展開を検討している方	事業運営に必要な運転資金・設備資金 受注した代金を引き当てとした運転資金	販路開拓融資	R8 海外展開支援	日本貿易振興機構、信金中金等の支援又は自らの取組により、海外展開事業計画を策定し実行する中小企業	2億8,000万円（4億8,000万円）	15 年以内（2 年以内）		固定金利②又は変動金利	固定金利②又は変動金利	全事業者 1/2
			ビジネスチャンス・ナビ	東京都の「ビジネスチャンス・ナビ」にユーザー登録していること	1億円（同）	10 年以内（1 年以内）				－
設備投資を検討している方 機械設備の投資を検討している方	設備投資に必要な資金	設備融資	R8 設備投資・企業立地促進〔設備・立地支援特例※2〕	【設備投資】事業の実施に必要な設備の導入、増強、改良、補修等、又は建物の改修、建替等を行う中小企業者又は組合 【企業立地促進】引き続き 1 年以上同一事業を営んでおり、都内で工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者又は組合	2億8,000万円（4億8,000万円）	20 年以内（2 年以内）		固定金利②又は変動金利	固定金利②又は変動金利	全事業者 2/3
工場・事務所の新設、増設を検討している方	工場・事務所・店舗の新設・移転等に必要な資金									
事業計画を策定し、実行する方 中小企業等経営強化法の認定を受けた方	事業計画実施に必要な運転資金・設備資金	経営強化融資	強化認定〔強化認定革新特例※2〕	中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画又は経営力向上計画の認定を受けている中小企業者又は組合	1億円（2億円）	10 年以内（2 年以内）		固定金利②又は変動金利	固定金利②又は変動金利	小規模企業者 1/2
			R8 経営力強化保証対応型〔都経営力強化重点支援特例※2〕	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者又は組合（【国の全国統一保証制度】に対応）	2億8,000万円（4億8,000万円）	5 年以内（1 年以内）／7 年以内（1 年以内） 借換えの場合は 10 年以内		固定金利②	－	小規模企業者 1/2（特例：全事業者 2/3）
社会の変化に柔軟に適合し、新事業進出を目指す方	業態転換、事業多角化、事業転換に必要な運転資金・設備資金	構造改革等支援融資	R8 構造改革支援	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 （1）構造改革に関する計画書を策定していること。 （2）国の「事業再構築補助金」の交付決定を受けていること。 （3）国の「中小企業新事業進出促進補助金」の交付決定を受けたこと。 （4）東京都の「金融・経営一体型支援事業」の支援を受けていること。	2億8,000万円（4億8,000万円）	15 年以内（2 年以内又は 5 年以内）		固定金利②又は変動金利	固定金利②又は変動金利	全事業者 2/3
事業承継前後の方	事業承継前後に必要な運転資金・設備資金	事業承継融資	事業承継〔事業承継支援特例※2〕	【事業承継一般】 （1）10 年以内に事業承継を予定している又は事業承継後 5 年未満の中小企業者又は組合 （2）事業承継に伴い、経営承継円滑化法の認定を受けている中小企業者	2億8,000万円（4億8,000万円）	10 年以内（2 年以内）		固定金利②	固定金利②	全事業者 2/3
				【事業承継経営者保証不要型】 3 年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有している又は国の「事業承継特別保証制度要綱」に定める期間に事業承継を実施し、承継後 3 年未満の、一定の財務要件等を満たした中小企業者又は組合（【国の全国統一保証制度】に対応）		10 年以内（1 年以内）		固定金利②	－	全事業者 2/3 又は 0.2%相当分
				【事業承継個人融資型】 事業承継を予定している又は既に実施した個人で、経営承継円滑化法の認定を受けた方	2億8,000万円	15 年以内（2 年以内）		固定金利②	固定金利②	全事業者 2/3
				【M&A 促進】M&A に取り組む中小企業者 （売却・買収は問わない。ただし、売却側は M & A 実施後に残存事業を継続する場合のみ）	2億8,000万円（4億8,000万円）	15 年以内（5 年以内）		固定金利②	固定金利②	全事業者 2/3
経営の安定化に必要な資金を調達したい方 災害等の影響を受けている方 区市町村等の認定を受けている方 区市町村等の認定を受けていない方	事業運営に必要な運転資金・設備資金	経営安定融資	経営セーフ	セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合 （①大型倒産企業の債権等保有、②取引先企業のリストラ、③事故等災害、④自然災害、⑤業況悪化業種（売上減少等）、⑥取引先金融機関の破綻 等）	2億8,000万円（4億8,000万円）	10 年以内（2 年以内）		固定金利②	固定金利②	小規模企業者 1/2
			経営一般	災害、経済危機等の外部環境の変化に伴い、事業活動に影響を受けている中小企業者又は組合（①最近 3 か月間の売上が前年同期比 5%以上減少又は減少見込、②原油価格高騰により、仕入価格 20%以上上昇、③売上高営業利益率が前年同期比で 20%以上減少、④金融機関総借入 10%以上減少、⑤倒産等企業の債権保有、⑥災害の影響を受けている、⑦東京都知事が指定するもの（アスベスト対策） ⑧東京都知事が指定するもの（米国関税措置関連）	2億8,000万円（4億8,000万円）					全事業者 1/2
経営改善・再生計画を策定している方	経営改善・再生計画実施に必要な運転資金・設備資金		R8 経営改善 フェニックス金融支援パッケージ〔フェニックス重点支援特例※2〕	経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生計画等に従って事業再生を行う中小企業者又は組合（【国の全国統一保証制度】に対応）	2億8,000万円（4億8,000万円）	15 年以内（3 年以内）				全事業者 国補助後の 2/3 相当分（特例：全事業者 国補助後の 3/4 相当分）
保証付融資の返済額の見直し等を実施したい方	既往の保証付融資等の返済のための運転資金	借換融資	特別借換	事業計画を策定し、保証付融資を借り換えることで、資金繰りの安定化や経営改善に取り組む中小企業者又は組合	既往の保証付融資残高及び事業計画の実施に必要な資金の範囲内	10 年以内（1 年以内）	－	金融機関所定	金融機関所定	小規模企業者 1/2

このほか、一般事業融資（極度枠設定）、経営強化融資（チャレンジ）、災害復旧資金融資等を実施しています。

※１ 据置期間を含みます。　※２ 特例制度の詳細は、裏面をご覧ください。